

桑名市パブリックリレーションズ業務委託仕様書

1 業務委託の名称

桑名市パブリックリレーションズ業務委託

2 事業の目的

本市では、市総合計画において「世界に向けて開かれたまち」を7つのビジョンの一つに掲げており、「国際化の推進」を目指しています。コロナ禍においては、国際化に向けた交流事業等の実施が困難な状況となっていました。現在は、海外との行き来も再開しており、国際化推進の機運も高まっています。

また、SDGsの観点で本市の将来を持続可能なものにするためには、本市が「訪れたいまち」「住み続けられるまち」とならなくてはならず、人口減少対策、雇用創出や労働力の確保、インバウンド促進等の諸課題にも対応していかなければなりません。

そこで、本事業では、今までにも本市の魅力を発信してきた「パブリックリレーションズ事業」をさらに進化させ、国内への情報発信に留まらず、国際化に向けたターゲットへ世界共通言語の英語による情報発信を積極的に行い、関係性の構築を図ることを目的とします。

これまで行ってきた「桑名ブランド」のPRによって培ったノウハウも活かしつつ、関係人口や定住人口の創出、地域経済の活性化、地方創生の実現をグローバルな視点で取り組むことで、「世界から選ばれるまち」として持続可能なまちづくりを目指します。

3 業務委託の対象案件

- (1) 世界共通言語の英語を活用して本市の観光、物産、産業、歴史、文化、自然、住みやすさ、ひとの魅力等を国内外に発信することで、本市の地域イメージの向上を図り、関係人口、定住人口の創出を図る。また、本市の国際化、多文化共生を推進し「外国人に選ばれるまち」となるために必要な支援を行う。
- (2) 「イングリッシュ・フレンドリー・シティ」「桑名ブランド」等のキーワードを、WEBを中心とした各種のメディアを駆使してPR活動を行うことで、本市の魅力度や認知度の向上、イメージアップを図る。
- (3) その他、人口減少対策等の諸課題に対応し、SDGs・ウェルビーイングなまちづくりを目指すために必要な取り組みの支援や情報発信を行う。

4 業務委託内容

以下の内容について、その手法、事業展開等が効果的なものとなるよう十分な検討を行い、業務を企画実施すること。

- (1) スタッフの設置
 - ・本業務のための専属スタッフを配置、専用メールアドレスを設定し、問合せ等の対応を実施すること。
- (2) メディア等に対するコンタクト活動、情報発信、イベントの実施
 - ・世界共通言語の英語を使う方たち向けのメディア等とのコンタクト活動（ヒアリング・交渉・調整・情報提供・照会対応等）を継続的に管理・実施すること。
 - ・コンタクト活動対象候補先は、各社の特性や、メディア露出可能性等を勘案したうえで具体的に提案すること。
 - ・本市の魅力を高め、関係人口・定住人口を創出するために、本市の国際化、多文化共生、SDGs推進等の情報発信を月1回程度、イベント等を年複数回実施すること。なお、情報発信やイベントの方法・媒体名・時期・内容・見込まれる効果等について提案を行うこととし、イベントには、「桑名本物力博覧会（通称：桑名ほんぱく）」のプログラムとして実施するものも含むこととする。

(3) 現地取材ツアーを通じたPR活動（情報発信）

- ・世界共通言語の英語を使う方たち向けメディア等を対象に、「イングリッシュ・フレンドリー・シティ」「桑名ブランド」等のキーワードがメディア露出につながるような現地取材の企画、調整、実施運営をすること（交通・食事・宿泊等全行程の手配、取材先及び本市との連絡調整、アテンド等）。

(4) メディア露出に向けたフォローアップ

- ・上記（1）～（3）の業務がメディア露出並びに本市の国際化・多文化共生・SDGsの促進、関係人口・定住人口の創出等につながるようフォローアップを行うこと。

(5) PR活動等の助言・提案・報告

- ・上記（1）～（4）の業務を踏まえ、PR活動や本市の国際化・多文化共生等について、適宜、助言・提案を行うとともに、定期的に（月1回程度）報告を行うこと。
- ・定期報告については、次に掲げる事項を含む資料を作成したうえで報告すること。
 - a メディア等に対するPR活動履歴（相手先会社名・部署名・役職など）
 - b PR活動の内容
 - c PR活動によるメディア等の反応、意見、結果等
 - d 上記a～cを取り上げた記事、またはその記事内容がわかる資料

(6) その他、業務委託の対象案件を満たすために必要となる業務

※ただし、企画・提案内容は契約後、市と協議・調整のうえ実施するものとします。

《参考》桑名市ホームページ

- ・桑名市ブランド推進委員会について（令和5年度）
<https://www.city.kuwana.lg.jp/brand/shiseijouhou/shisaku/25-39586-299-697.html>
- ・首都圏パブリックリレーションズ
<https://www.city.kuwana.lg.jp/shiseijouhou/shisaku/bland/publicrelation/index.html>
- ・桑名ほんばくとは
<https://www.city.kuwana.lg.jp/brand/shiseijouhou/shisaku/25-61585-299-754.html>

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 業務実施体制

- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ・業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ・受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名及びスタッフ等を市に通知すること。

7 業務完了後の報告

受託者は、本業務の実施状況（途中経過及び実施内容等）について、年度ごとにまとめた報告書を提出すること。

8 業務完了後の提出書類

受託者は業務完了後、速やかに業務完了届及び以下の内容を含む実績報告書を提出すること。

- a PR活動を行ったメディア等の活動相手先リスト
- b PR活動の内容及び実績がわかる資料（内容・相手方の反応・結果等）
- c メディア掲載等の実績

9 納品場所及び担当部局

桑名市役所 市長公室 ブランド推進課 ブランド推進係

〒511-8601

三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

TEL:0594 - 24 - 1258 FAX:0594 - 24 - 2474

10 留意事項等

- ・業務履行に際して必要な取材費、旅費、食費、宿泊費、施設入場料等は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえで実施すること。また、メディア等の選定についても、市と十分協議したうえで決定すること。
- ・実施内容の協議や業務の実施報告等のため、市等が主催する会議に出席すること（市と受託者双方の協議により、オンラインでの開催も可とする）。
- ・資料等作成に際して著作物の許諾及び写真データ等の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者が業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には「桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「桑名市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取り消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了もしくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを延滞なく提供することとする。

1 3 不当介入における通報義務等

(1) 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入により履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

1 4 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、市の承認を得ること。